

# 豊中市立第九中学校 P T A 慶弔規定

豊中市立第九中学校 P T A

2008 年 10 月 11 日制定

2012 年 5 月 21 日改正

2015 年 5 月 21 日改正

## 1. 弔意等

### (1) 対象

生徒及びその保護者、教職員とその配偶者及び子

### (2) 香料

イ. 生徒及びその保護者、教職員の死亡 10,000 円又は供花 (10,000~20,000 円程度)

ロ. 教職員の配偶者及び子の死亡 5,000 円又は供花など (5,000~10,000 円程度)

### (3) 会葬

会葬者は、P T A 代表を原則とする。

ただし、教職員の配偶者及び子死亡の場合で、遠隔地における葬儀の場合は弔電にかえる。

## 2. 慶事

慶事については、発生した事実を全てにわたって把握できないため、支出の対象としない。

## 3. その他

上記規定によりがたい場合は、役員会で協議して決定する。

## 4. 付則

本規定の改廃は、豊中市立第九中学校 P T A 会則第 33 条によるものとする。

**【参考】** P T A 活動中の事故については、連 P 加入の互助会よりお見舞金が出ます。